

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名:	特定非営利活動法人『サークル・福寿草』 (認証番号21地福第1490-2号)
訪問調査 実施日:	平成22年10月25日(金)

②事業者情報

名称:(法人名)安城市 (施設名) 高棚保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 市川 朝子	定員(利用人数): 80名
所在地:〒446-0053 愛知県安城市高棚町郷181番地	TEL (0566)92-0926

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>安城市立保育園の内の一園であり、保育指針や安城市の統一的基準に従って運営されている。園内にて飼育されている「うさぎ」は子ども達のアイドル的存在であり、子ども達を楽しませたり、喜ばせる為に、保育士さん達の創意工夫が随所に見受けられる保育園である。 旧小学校の跡地であり、園児数規模の割合には運動場が広いのも影響しているのか、子どもたちがのびのびしている様に感じられた。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>延長保育・一時保育・乳幼児保育等、新しい社会的要請を反映した保育体制の構築を今後期待したい。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>第三者評価を受ける過程において、自分たちの保育を振り返り、園児にとって最善の利益となる保育をするための見直しをすることができました。職員間の話し合いで意識統一を図るとともに、それぞれが自分の役割に責任を持つことで保育に対する心構えが変わり、より質の向上につながりました。 改善を求められる点については、利用者の立場で地域のニーズを把握し、地域に根ざした保育園になるよう保育体制の見直しもしていきたいと思っております。</p>

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★安城市統一の保育方針に基づき『保育理念』『保育目標』『保育の方針』が策定され、新保育指針を反映した内容である。保育所内の主要ポイントには掲示されている。
 ★理念と共に園の基本方針として『経営案』『園だより』や園内の随所に掲示されていて、徹底を図ろうという意図の確認ができた。
 ★安城市市民憲章・児童保育理念・基本方針・保育目標・経営方針・全国保育士倫理等がラミネートして、各職員の机の上に貼り付けられており、職員会議時に読み合わせることで徹底を期している。嘱託職員等の職員会議不参加者には、会議録閲覧を義務付け周知するようになっている。
 ★入園説明会や父母の会総会(100%出席)でも『理念』『基本方針』『園の目標』等を説明しているほか、パンフレット・しおりでも記載されている。また、市役所窓口でも閲覧できる状態にある。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★基本的な計画は行政(安城市)の基本施策がベースであるが、保育園の独自の保育課程を策定し、行事計画等は職員会議等で組織的に策定されている。
 ★保護者からのアンケートや投書箱意見も斟酌しながら、職員会議等で総合的に検討されている。
 ★計画自体が職員会議で検討されているので、策定段階から参加者には既に共有され理解されている。記録も整備されており、会議に参加できない非常勤職員には、回覧等で周知する方法が執られている。
 ★保護者向けには、『保育のしおり』や『園だより』で、更に『父母の会総会(100%参加)』等で分かりやすく説明されている。『保育のしおり』『園だより』を確認できた。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★行政系の保育園として、職務分担表はしっかりと明記されており、各職位の権限は明確である。また、園長の職位意識はきわめて高く、各職員の個性と能力を重視しながら、『報告・連絡・相談』にはこだわりを持っている。
 ★市役所所管部門のバックアップもあり、関連法令遵守の体制は満足するレベルにあるものと思われる。
 ★園長・主任が面談シート等を使って、職員の意見を聞く取組みが日常行われていることの確認ができた。年齢的に多層に渉る職員を指揮しながら、保育の質を維持・向上する為に園長自ら、登園時等には直接子ども達や保護者との接触をとり、日々の動きを把握するよう努めている。
 ★与えられた人材と予算という制約の中で、人員配置面で特定の職員に負荷がかからないよう人事管理では効率的運用を意図して調整機能を果たしている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ Ⓒ

評価機関のコメント

★市役所担当部門のバックアップもあり、社会環境や動向についてもよく把握している。更に、幼稚園・小学校・中学校等との定期的連絡会もあるので、地域の課題・情報も加味して、次期の計画策定に反映されている。
 ★電気・ガス・水道の使用量を分析・評価し、配分予算が計画的かつ効率的に執行できるよう、事業計画や年間指導計画の中で割り振るようし、消耗品の購入についても無駄なく見通しをもった使い方ができるように確認している。冗費を出さないよう職員と共に常に努力をしている。
 ★残念ながら、自己評価記載以外の外部監査システムが存在していない。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>★安城市の基準で合理的に運営されている。</p> <p>★安城市の統一されたシステムで公正に実施されている。</p> <p>★職員の就業状態を確認した結果、有休の取得率も含めて安城市統一の合理的管理が為されている。</p> <p>★公立保育園として、安城市の職員に準じた処遇であり、まずまずのレベルではと判断できる。</p> <p>★県や市の研修計画に沿って、職員の教育・研修体制は経営案にもしっかりと反映しており、計画的で組織的な仕組みになっている。</p> <p>★研修の目的や方針に添って、職員の経験年数等を加味した研修受講体制が出来ている。</p> <p>★受講者の報告書等で、評価と見直しをしている。嘱託職員等の勤務形態にバラつきがあり、園内での統一的合同研修会等の開催が難しくなってきたが、伝達講習等の工夫が為されている。</p> <p>★マニュアルどおり実施されており、実習生の受け入れは担当を主任保育士に課している。実習生一人ひとりの実習目標に合わせて計画的に学べる体制がある。</p>
--

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★市共通の安全管理マニュアル(事故・感染症)があり、感染症発生情報は早期の段階から掲示板で周知している。
 ★ヒヤリハット記録やアクシデント記録の活用で、その後の経過とリスクの改善策(予防策も含む)を発生日に緊急職員会で検討し、再発防止に努めている。
 ★マニュアルに基づき、保護者・職員へは掲示して周知を図っている。感染症対策には、スピードが求められるので、父兄への周知方法としてメール等の周知方法も今後期待したい。
 ★マニュアルが完備され、調理職員の意識も高く給食室管理も完全である。
 ★マニュアルが整備され、職員への研修による周知度も出来ている。
 ★遊具業者の定期的点検のほかに、市統一の安全点検簿に基づき毎週1回の定期点検が為されている。また、事故に繋がる恐れのある箇所発見の為、主任保育士が毎日危険箇所の予防的チェックを実施し『安全第一』に徹している。
 ★対応策がマニュアルどおり実施できるよう職員間でも確認と訓練がされている。
 ★不審者侵入対策として、隣地の駐在所とも緊急時の連携が取れるよう日頃から関係が密である。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★老人クラブやちびっこひろば等で園開放も含めて交流を推進している。近隣中学校の保育体験や職場体験場所としても提供され、地域との関わりを重視している。
 ★未就園児親子対策として『ちびっこひろば』活動を年間9回実施、『園庭開放』等と地域での保育所の役割期待に応える実践に活かされている。
 ★父母の会から老人クラブ等に働きかけをしていただくなど、努力をしている。ボランティア受け入れマニュアルがあり、受け入れ体制が出来ている。
 ★子ども達にとって必要な社会資源を掲示し、地域の関係機関・団体との連携の必要性も含めて職員間での情報の共有化が図られている。
 ★小学校区の青少年健全育成連絡協議会や小学校の幼保小連絡会等に参加し、就学に向けて継続的に連携をとっている。また、教育センターや療育センターとも連絡を取り定期的な連携は密に行われている。
 ★行事ごとにアンケートや意見箱で、地域の子育てニーズを早期に把握し、実現化の可能性を前向きに検討する材料としている。
 ★保育園見学会を実施するのみならず、『ちびっこひろば』『園開放』などの未就園児親子対策を実施している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<ul style="list-style-type: none"> ★一人一人の記録が詳細に書かれ、ケース検討も行われている。ケース検討の記録も確認できた。 ★規定、マニュアルが確認できた。職員間で共通理解されている様子がうかがえた。 ★個人懇談会、アンケート調査が実施されている。アンケート調査の分析結果から保護者の意向を把握している様子が確認できた。 ★保護者からの意見や相談がしやすい環境が整っている。例えば園長や主任が正門に立ってあいさつしたり声がけしたりする等家庭的な雰囲気が感じられた。 ★苦情解決に仕組みについてマニュアルがあり、保護者にも苦情解決に対し掲示板で知らせている。 ★保護者からのアンケートや保護者の意見や要望を分析し、迅速に対応している様子がうかがえた。
--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ★保育サービスについて自己評価、自己点検を行っていることを記録等から確認できた。
- ★評価の結果に対して改善策や改善実施について職員会で話し合いを行っている。職員会議録で確認できた。
- ★個々の保育場面について詳細な記録があり確認できた。
- ★個人記録や職員会議の記録で見直しをする仕組みを確認することができた。
- ★各年齢の年間計画、各クラスの月案および評価、個別の保育の記録を確認できた。記録は詳細で熱心に書かれてあった。
- ★安城市規定のファイリングシステムに沿って、適切に管理が行われている。
- ★職員会議で共有化をはかったり、定期的にケース検討を行なっている。記録の確認ができた。記録は詳細に書かれていた。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ★ホームページを公開し情報提供している。園のパンフレット等も市役所の子ども課に配置しており、いつでも閲覧できるようになっている。
- ★入園の申し込みや入園説明会で同意を得ている。利用者アンケートの半数がこの件についてほぼ満足という回答であった。
- ★市内で転園する場合は、転園先に園児に関する必要な書類のコピーを送り、保育が引き継げるようにしている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ★安城市規定の様式に記録し把握されていた。一人一人の課題を保育の記録等に明示してあった。記録は詳細に書かれていた。全員の物が一緒につづられていたので、子供1人1人の個々のファイルにすると、取り扱いに便利であるとともに個人情報保護されるので検討されたい。
- ★保育、教育課程、発達状況を考え、かつ保護者の意向も考慮して適切に策定されている。
- ★職員会議や月案会議で定期的に評価反省し、その結果を次に活かすような体制がとれている。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	非該当
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	非該当
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ★安城市規定の健康管理についてマニュアルがあり、マニュアルに基づいて保育を実施している。記録を確認できた。
- ★健診の結果を確認できた。保護者には出席ブックにて伝達している。
- ★空き部屋を誕生日ランチルームとして利用するなど工夫している様子がうかがえた。子どもの食事の雰囲気になごやかで楽しそうだった。
- ★子どもの喫食状況については、用務員さんが把握し給食センターに報告している。用務員さんが市の会議に参加し、子どもの様子などについて情報共有して献立作成に活かしている。
- ★献立表の配布、毎日の給食やおやつので展示などで家庭と連携している。給食試食会を行うとのことであった。
- ★アレルギーの調査票を保護者からもらい一人一人の状況を把握している。また保護者の意向を受け入れている。各クラスの献立表にアレルギーの詳細がチェックされているのを確認した。
- ★細部にわたり清掃され、気持ちのよい環境が整えられていた。各クラスに清掃チェック表があり確認できた。
- ★一人一人の子どもが安心して生活できる環境が整っていた。子どもはのびやかにあそび、やすらげる雰囲気であった。
- ★子ども一人一人に手をかけている様子がうかがえた。保育の記録についても詳細な記載がなされていた。
- ★一人一人の子どもの気持ちを大切に、個別の対応がなされているようにうかがえた。
- ★季節や子どもの姿に合わせた教材や遊具を準備し、自発的に活動できるような環境や整備されていた。
- ★秋の自然を感じられるような環境が作られていた。四季おりおりのあそびをとり入れたり伝統的な行事を計画にとり入れていることであった。
- ★さまざまな表現活動が自由に体験できるような環境が用意されていて、子ども達がさまざまな遊びに取り組んでいた。
- ★子どもがのびのびと遊んでいる様子を観察できた。色々な遊びをいろいろな友だちと自由に遊んでいる様子がうかがえた。
- ★統合保育にも積極的にとり組み、人権に配慮した保育が行われている様子がうかがわれた。外国籍の子どもは在園していない。
- ★生活やあそびの中で男女の区別をしないよう、配慮されている様子がうかがえた。
- ★個々に応じた発達状況、発達課題について園全体で話し合いの場を設けているとのこと。ケース検討も計画的に行っていて、療育センターや専門家の連携体制が整っている—記録確認できた。
- ★個別懇談や送迎時の情報交換など保護者との連携がなされている様にうかがえた。
- ★日常の情報交換や個別懇談会の記録は保育の記録の備考欄に記録されていた。
- ★マニュアルに沿って職員に周知されている。今のところ虐待の事例はない。
- ★安城市の「虐待対応マニュアル」に沿って連絡体制が整っている。